

最上川及び赤川の堤防除草で発生した刈草を提供します

酒田河川国道事務所では河川堤防の変状等、堤防の状況をいち早く発見するために堤防除草を実施しております。

この堤防除草に伴い発生した刈草を市民の皆様にも有効に利用して頂くため、無償で提供しますのでお知らせいたします。

1. 刈草提供の申し込み方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ、担当する出張所へ事前に提出して下さい。

※提供区間毎に先着順といたします。

2. 刈草提供期間

平成23年6月16日～10月末までの間 ※土・日・祝日を除く

(各出張所及び工区により提供期間に若干のずれはあります)

3. 除草区間

最上川：最上川河口～最上川さみだれ大堰

京田川：最上川合流点～新広田橋

相沢川：最上川合流点～大石橋

赤川：新川橋～熊出赤川橋

大山川：赤川合流点～2.5K区間

内川：赤川合流点～西三川橋

〈 発表記者会：酒田記者クラブ、鶴岡記者会 〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所
〒998-0011 酒田市上安町1-2-1

〈〈本制度に関すること〉〉

河川管理課長 はたけやま まさふみ 畠山 正文 Tel 0234-27-3497(内331)

〈〈刈草の提供に関すること〉〉

酒田出張所長 さとう あきら 佐藤 昭 Tel 0234-22-3604

飽海出張所長 たきぐち としゆき 滝口 敏之 Tel 0234-57-2077

赤川出張所長 おおつ てるお 大津 輝男 Tel 0235-23-2032

刈草提供期間・申込先及び除草区間

刈草の提供期間及び除草区間は以下のとおりです。

ただし、除草箇所順番による提供不可能時期や除草を行わないエリアなどがありますので、申込の際にご確認をよろしくお願いします。

また申し込みは随時受け付けてはいますが、除草後一定の期間をおいた後に「申し込みがない」と当方で判断した場合は処分させていただきますので、その際はご了承願います。

【草刈提供期間】

平成23年6月16日～10月末の間 ※土・日・祝日を除く

(各出張所及び工区により提供期間に若干のずれはあります)

【申込先及び除草区間】

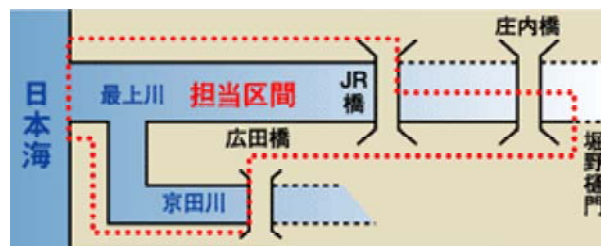
◆酒田出張所管内

酒田出張所 〒998-0838 酒田市山居町2-12-14 TEL.0234-22-3604

最上川(右岸):最上川河口～最上橋梁(JR)(酒田市砂越)

〃(左岸):最上川河口～堀野樋門(東田川郡庄内町)

京田川(左右岸):最上川合流点～新広田橋



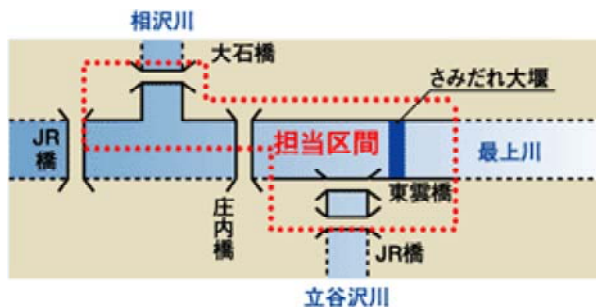
◆飽海出張所管内

飽海出張所 〒999-6811 酒田市柏谷沢字内山40-1 TEL.0234-57-2077

最上川(右岸):最上橋梁(JR)(酒田市砂越)～最上川さみだれ大堰

〃(左岸):堀野樋門(東田川郡庄内町)～最上川さみだれ大堰

相沢川(左右岸):最上川合流点～大石橋



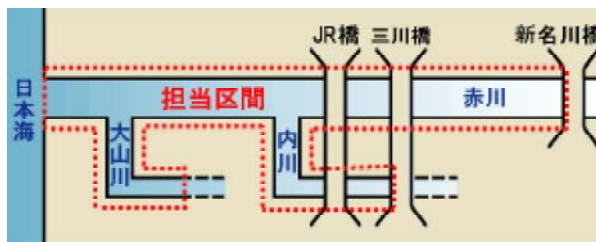
◆ 赤川出張所管内

赤川出張所 〒997-0011 鶴岡市宝田2-3-55 TEL.0235-23-2032

赤川(左右岸): 新川橋～熊出赤川橋

大山川(左右岸): 赤川合流点～2.5K区間

内川(左右岸): 赤川合流点～西三川橋



注意事項

- ◆ 刈草の提供は適正な利用(家畜の敷料、堆肥等への利用)を目的とした個人に対して提供を行っています。よって刈草を直接販売して利益を上げる等の営利目的の場合には提供出来ません。
- ◆ 刈草は堤防付近に集積して積み込み出来るようにしておきますので、搬出の積込や運搬は各自で実施してください。
- ◆ 作業実施については、下記のことにご注意してください。
 - ・堤防の斜面や距離標杭などの河川管理施設の損傷
 - ・牧草採草地や畑など個人の土地などへの立ち入り
 - ・第三者への通行の妨げ

- ◆ 申込者が多い場合は、提供できる量を調整させていただくこともあります。
また、提供希望場所や時期・草種・異物の混入など、必ずしもご希望に添えない場合があります。詳しくは担当の出張所にご確認ください。

- ◆ 搬出時の事故などについては、十分に注意してください。
事故が発生した場合は、各自の責任において対応してください。
当方では責任を負いかねます。

